

令和3年(2021年)8月20日

市内障害福祉サービス事業所等 代表者 様

横須賀市民生局福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に
対するサービス継続支援事業について(通知)

本市の障害福祉施策の推進につきまして、格段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業は障害福祉サービス施設・事業所で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合において、関係者と緊急かつ密接に連携し感染拡大防止対策の徹底や創意工夫により、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるように支援して、別紙の実施要項に基づき予算の範囲内において補助を行うものです。

1 対象施設・事業所等

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス支援事業

- ①利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所(職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む)
- ②濃厚接触者に対応した施設・事業所
- ③保健所等から休業要請を受けた事業所
- ④発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事務所(①、②の場合を除く)
- ⑤①、③以外の事業所で、当該事業所職員により居宅で生活している利用者に対してできる限りのサービスを提供した事業所

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

上記(1)の①又は③及び感染症の拡大防止から自主的に休業した障害福祉サービス施設・事業所に対し協力する施設・事業所

2 補助対象経費

令和3年4月1日から適用として

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス支援事業

- ①～③に該当する施設・事業所等

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険加入費用等
- ・施設・事業所の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

①～③、⑤に該当する施設・事業所等

居宅を訪問してサービスを提供する場合（代替サービス提供期間の分に限る）

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険加入費用等
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース代
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く）

④に該当する施設・事業所等

- ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増手当・賃金、職業紹介所、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

3 助成額の算定

施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

4 その他

- (1) 国が別に定める交付要綱が示され次第、申請等の詳細を掲載する予定です。
- (2) そのため、補助対象経費に掛かった領収書等は大切に保管してください。

問合せ先 横須賀市民生局福祉部障害福祉課

給付係 菅原

T E L : 046-822-9488

E-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp